

全ての働く人々に安全・健康を
～Safe Work , Safe Life～



中災防

製造業における職長の能力向上教育の講師養成
オンライン講座

A1 職長の役割と職務

中央労働災害防止協会

「製造業における職長の能力向上教育」の 「実行カリキュラム」の要件

科 目	範 囲	時 間
(1) 職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	A 基本項目(必須) (A1) 職長の役割と職務 (A2) 製造業における労働災害の動向 (A3) 「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長として行うべき労働災害防止活動 (A4) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 (A5) 異常時等における措置 (A6) 部下に対する指導力の向上(リーダーシップなど) (A7) 関係法令に係る改正の動向	120分以上
	B 専門項目(選択) (B1) 事業場における安全衛生活動 (B2) 労働安全衛生マネジメントシステムの仕組み (B3) 部下に対する指導力の向上(コーチング、確認会話など)	必要な時間
(2) グループ演習	C 以下の項目のうち、1以上について実施すること。 (C1) 職長の職務を行うに当たっての課題 (C2) 事業場における安全衛生活動(危険予知訓練など) (C3) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 (C4) 部下に対する指導力の向上(リーダーシップ、確認会話など)	120分以上
合 計		360分以上

科目(1)職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること

A 基本項目(必須)(120分以上)

職長に期待される役割(①「先取りの安全衛生管理」、②「情報管理(上司と部下とのパイプ役)」、③「部下の育成」)について、**より一層レベルアップ**させて果たすことができるようにするために**不可欠な安全衛生教育**を内容とするもの。

(A1) 職長の役割と職務

(A2) 製造業における労働災害の動向

(A3) 「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長として行うべき労働災害防止活動

(A4) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置

(A5) 異常時等における措置

(A6) 部下に対する指導力の向上(リーダーシップなど)

(A7) 関係法令に係る改正の動向

「A1 職長の役割と職務」の概要

1 教育のねらい

職長に期待される役割を的確に果たすことができるようにするためには、その前提として、自らに期待される役割を明確に認識することが必要不可欠である。

このため、**職長に期待される役割**についての**明確なイメージ**を持つことができるようにすることにより、**期待される役割を的確に果たすことができる職長を育てる。**

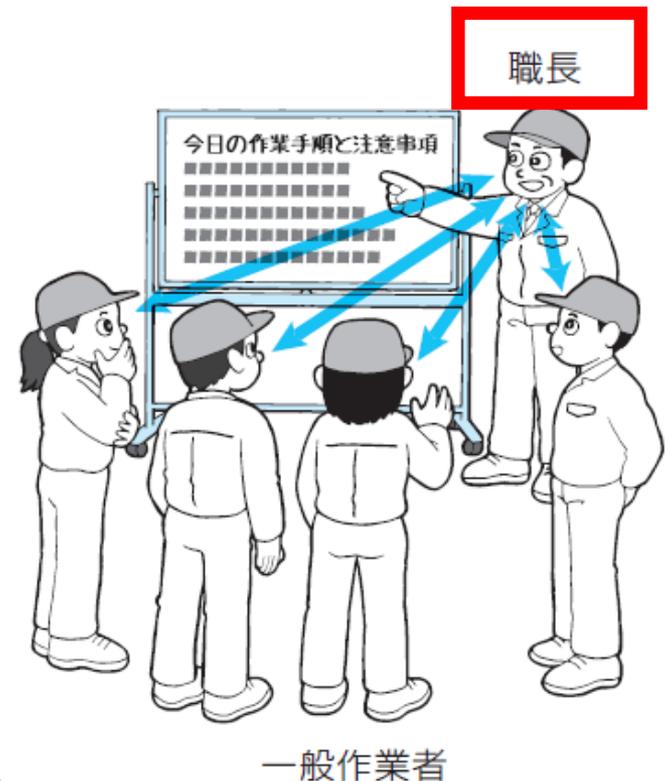
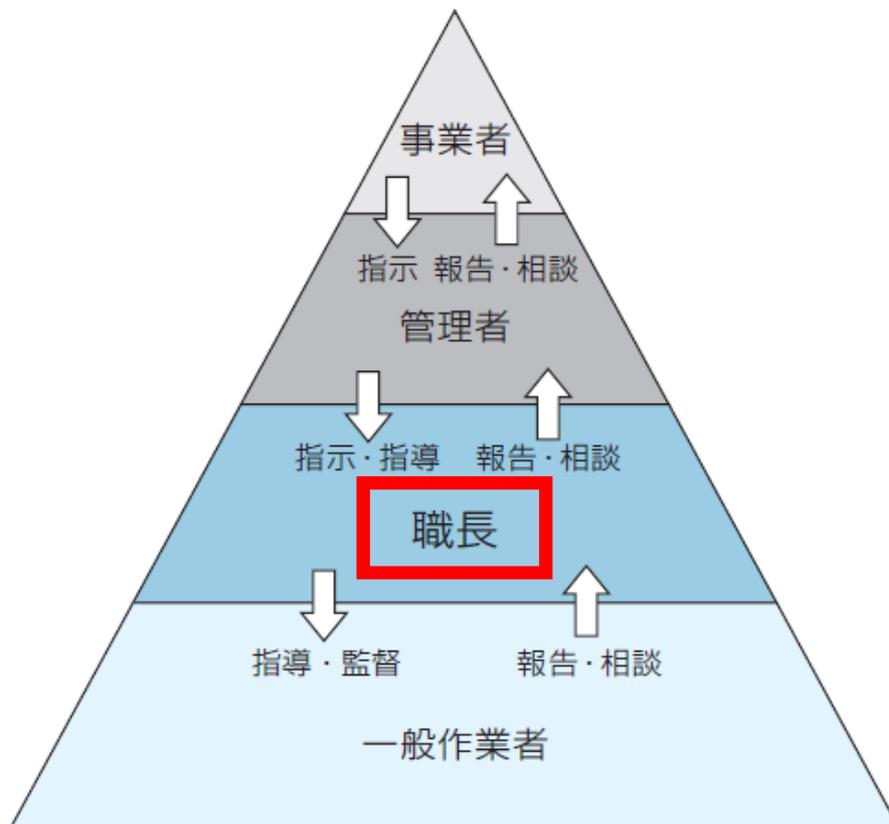
2 教育内容

職長に期待される役割は、生産現場における**安全衛生管理のキーパーソン**としての役割であることを**再確認**した上で、より一層レベルアップさせて取り組んでいくことについて**動機付け**を行う。

※ 就任時の職長教育における教育内容の具体化・再確認

(参考) 生産現場における職長の位置付け

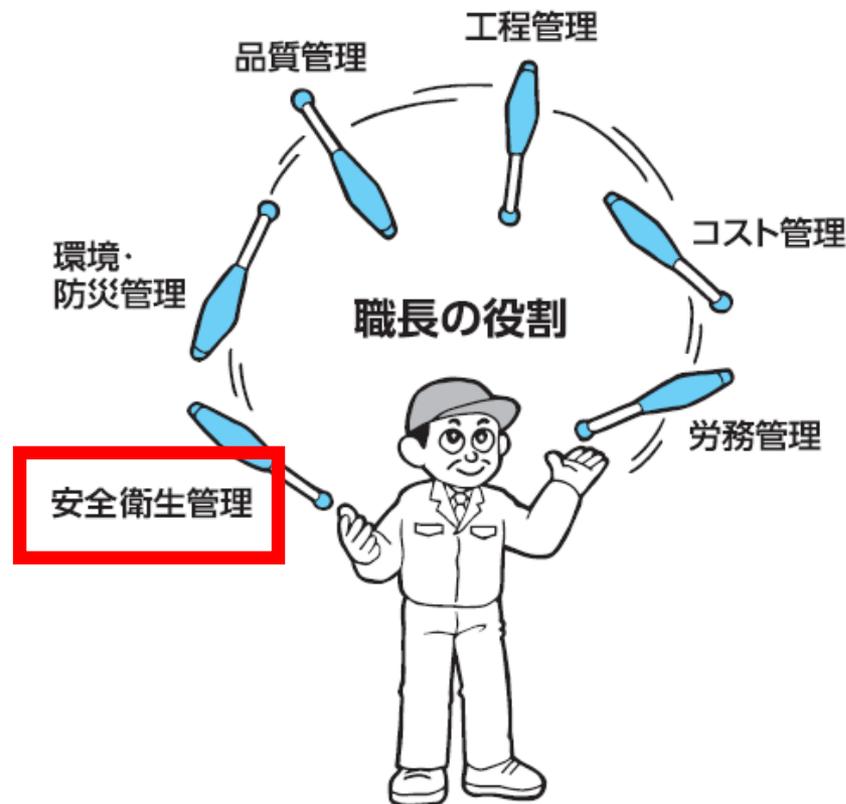
職長は、生産現場における日常の生産業務について、事業者より委譲された権限に基づいて**部下の一般作業者を指導・監督**して、上司(管理者等)からの指示・支援を受けつつ、生産計画を完遂させる**実行責任者(「日常の生産業務の実行責任者」)**として位置付けられているのが一般的である。



(参考) 生産現場における職長の基本的な役割

職長は、生産現場のライン組織において担当する「**日常の生産業務の実行責任者**」としての役割の中で、**生産業務に付随する①安全衛生管理、②環境・防災管理、③品質管理、④工程管理、⑤コスト管理、⑥労務管理等についても、生産業務と一体のものとして管理する役割**を担っているのが一般的である。

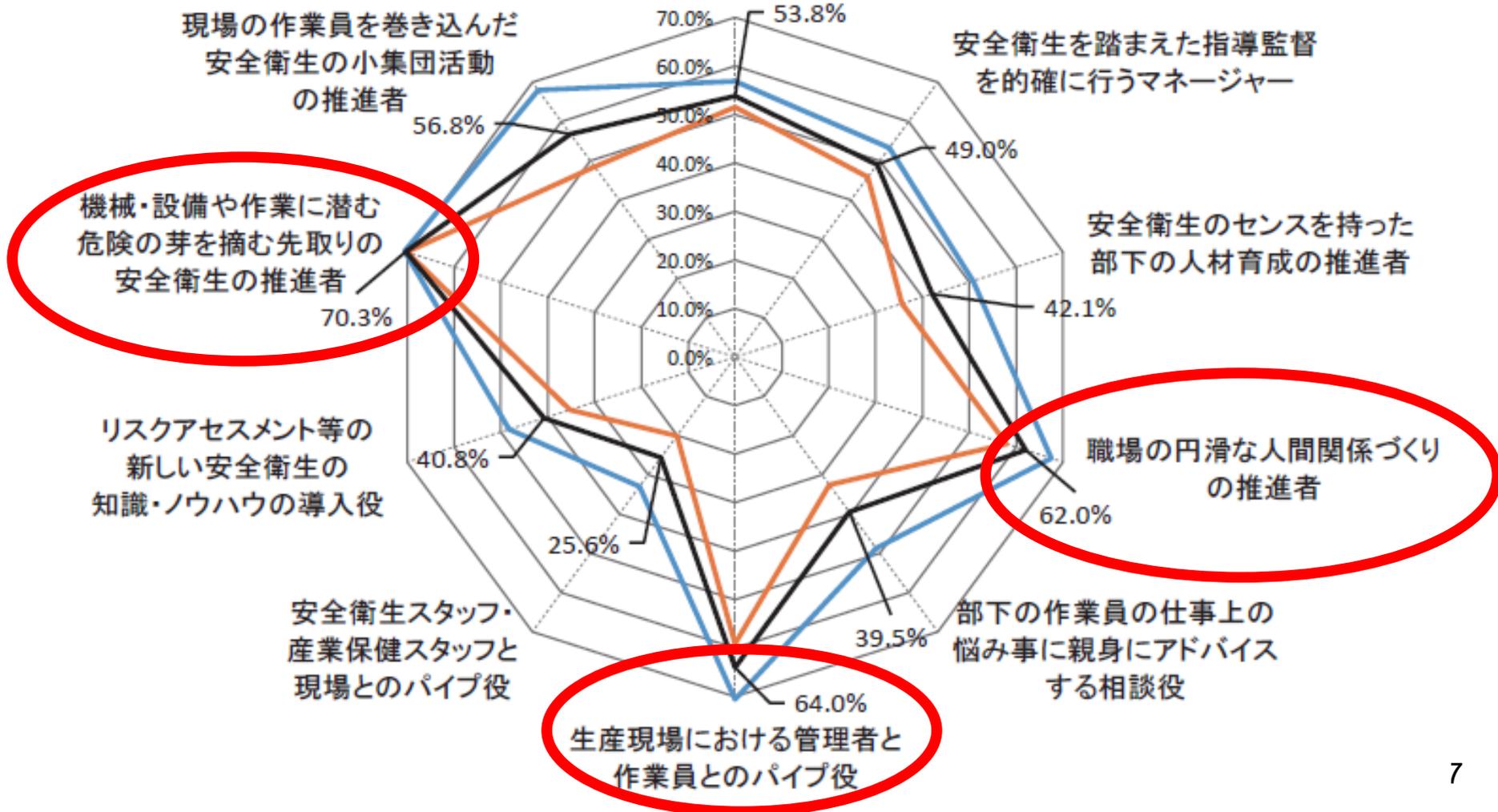
生産現場における職長の6つの役割



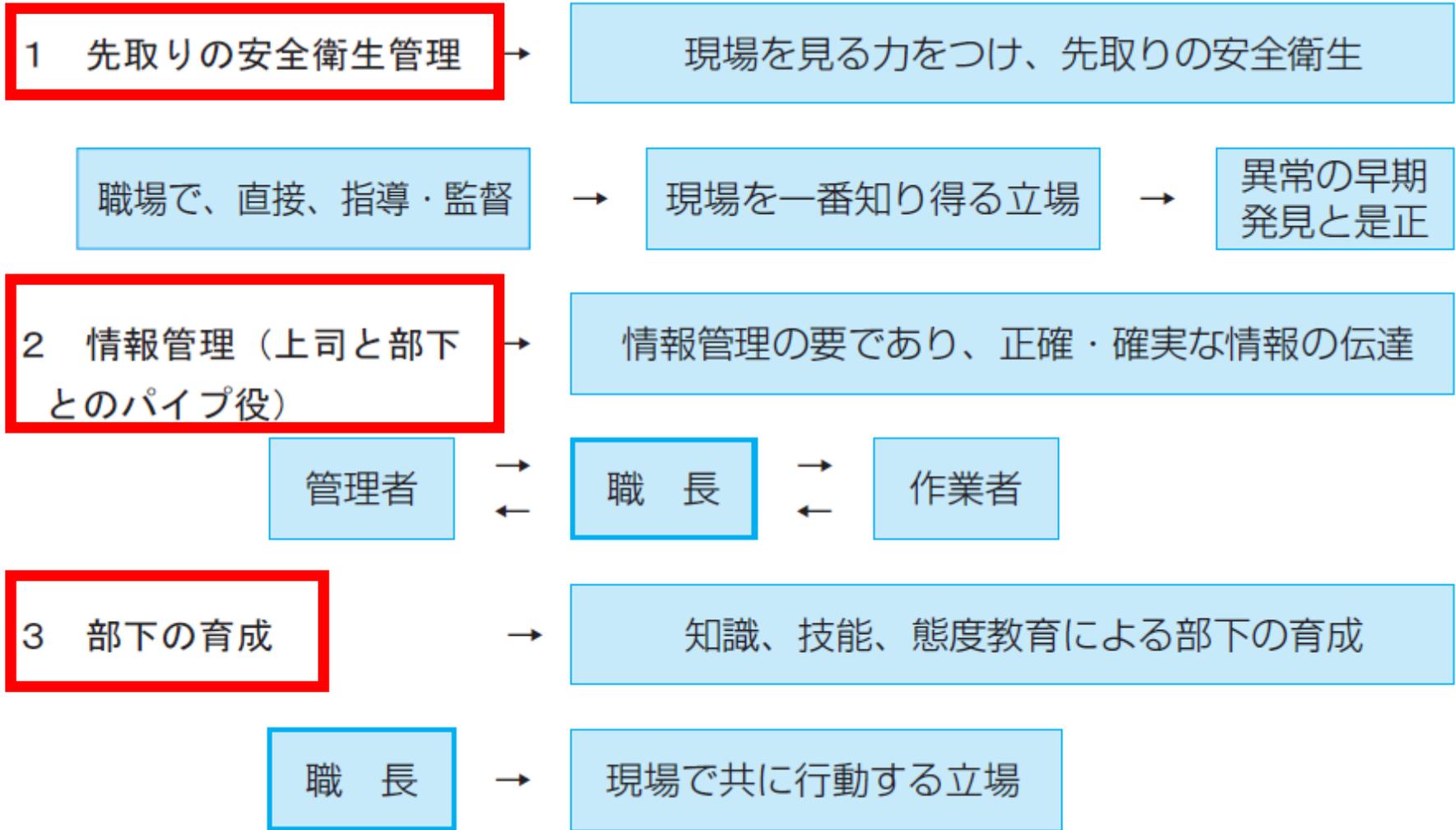
「職長」に期待する役割(義務業種、複数回答)

— 常用労働者300人未満 (n=264)
 — 常用労働者300人以上 (n=197)
 — 合計 (n=461)

事業場トップの安全衛生方針
を現場で実践するリーダー



A1-1 職長に期待される安全衛生管理の基本的な役割



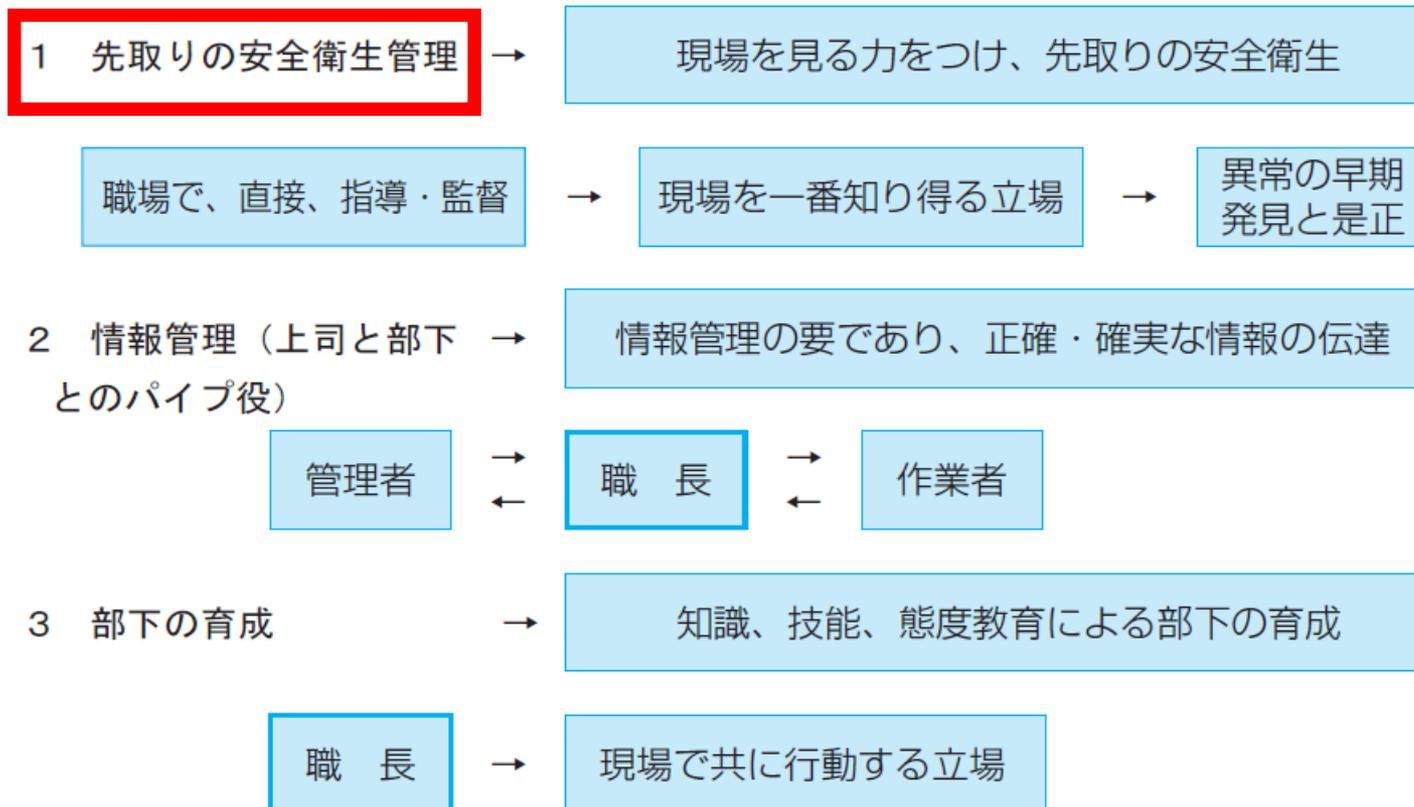
先取りの安全衛生管理

(安全衛生管理の基本的な役割①)

職長は、以下のような取組により、先取りの安全衛生管理を行っていくことが最も重要な**中核的な役割**として期待されている。

(ア) **職場の不安全状態**を、リスクアセスメント、危険予知(KY)活動、定期点検等により、早期に発見して、労働災害の要因を**排除**すること。

(イ) 部下の**不安全行動を撲滅**していくために、安全を確保するための作業ルールを定めて、部下に対して、**確実な遵守**を促すこと。



情報管理(上司と部下とのパイプ役)

(安全衛生管理の基本的な役割②)

職長は、**部下の管理と職場の運営を行う立場**にあり、上司の指示を部下に分かりやすく伝え、逆に、部下の情報を上司に伝えるなど、**安全衛生管理に関する様々な情報の整理をする役割**が期待されている。

1 先取りの安全衛生管理 → 現場を見る力をつけ、先取りの安全衛生

職場で、直接、指導・監督

→ 現場を一番知り得る立場

→ 異常の早期発見と是正

2 情報管理(上司と部下とのパイプ役)

情報管理の要であり、正確・確実な情報の伝達

管理者



職 長



作業者

3 部下の育成



知識、技能、態度教育による部下の育成

職 長



現場で共に行動する立場

部下の育成

(安全衛生管理の基本的な役割③)

職長は、生産現場において、常に、部下と行動を共にしつつ、部下を直接指導・監督する立場にある。

このため、職長は、(ア)部下に対して、直接、繰り返し教育・指導を行って、職務遂行能力を高めること、(イ)部下の1人ひとりの安全意識と職務規律を高めて、安全行動を自然に行うことができる作業者を育てること等の、部下の育成の役割が期待されている。

1 先取りの安全衛生管理 →

現場を見る力をつけ、先取りの安全衛生

職場で、直接、指導・監督

→ 現場を一番知り得る立場

→ 異常の早期発見と是正

2 情報管理（上司と部下とのパイプ役） →

情報管理の要であり、正確・確実な情報の伝達

管理者



職 長



作業 者

3 部下の育成



知識、技能、態度教育による部下の育成

職 長



現場で共に行動する立場

A1-2 職長に期待される安全衛生管理の具体的な職務

1 職長に期待される役割をブレイクダウンして具体的な職務を定めることが必要

職長の安全衛生管理の職務の具体的内容については、職長に期待される役割を的確に果たしていくことができるようにする観点から、生産現場における階層別の役割分担の中で、職長に期待される役割をブレイクダウンして職長が担当する職務の具体的内容を定めることが必要である。

2 安全管理規定等の形式で定めることが望ましい

職長が担当する職務を確実に果たしていくことができるようにするためには、担当する職務の内容を明確にすることが必要であり、大手企業において見られるように、社内規定(安全衛生管理規程等)の中で、職長が担当する安全衛生管理の職務の具体的な内容を定めることが望ましい。

「製造業の企業内における労働災害防止の取組」における 「階層別に期待される機能」 (具体例)

経営者に期待される機能 《経営トップのマネジメント》

1. 経営者の積極的な関与とリーダーシップの発揮
2. 安全衛生管理体制における階層別役割・職務の設定と運用
3. 体系的な安全衛生管理による安全衛生レベルのスパイラルアップ

管理者に期待される機能

《安全な設備・環境・作業条件づくり》

1. 安全で衛生的な設備・環境づくり
2. 安全で衛生的な作業条件づくり
3. 快適で健康的な労働環境づくり
4. 異常時・災害発生時の緊急措置
5. 異常時・災害発生時の技術的措置

職長に期待される機能

《安全に行動する職場づくり》

1. 一人ひとりが自分を守る
2. チームで仲間を守る
3. 職長が部下を守る
4. 職長が部下を育てる(OJT)
5. 労働災害防止活動を通じた安全意識の向上

生産現場における階層別役割分担 (具体例)

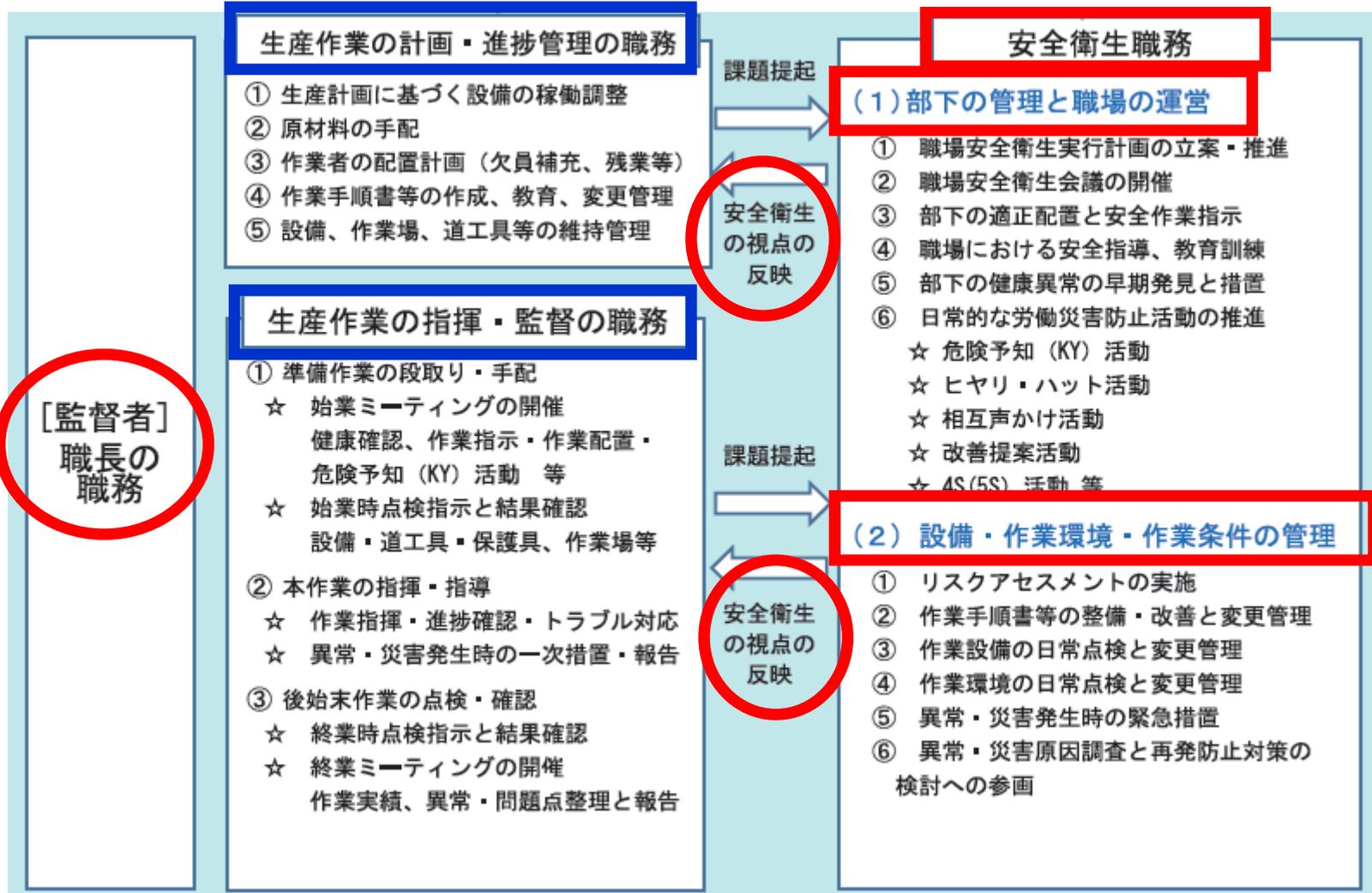
管理者
(部長、課長等)

職長

作業員



生産現場における職長の職務(具体例)



(注)「職長」の職務は、労働災害防止の観点からは、**生産管理に安全衛生管理を溶け込ませて一体のものとして実施**することが効果的である。

また、事業所内の階層別の役割分担において、「生産作業の計画・進捗管理の職務」についても「職長」の職務とされている場合がある。

「職長の具体的な職務」については、各企業の生産現場における階層別の役割分担の実態等を踏まえて定めることを推奨します。

(参考) 職長に対する就任時の安全衛生教育 教育事項及び教育時間

教育事項の内容	教育時間
(1) 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること ① 作業手順の定め方 ② 労働者の適正な配置の方法	2時間
(2) 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること ① 指導及び教育の方法 ② 作業中における監督及び指示の方法	2.5時間
(3) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 ① 危険性又は有害性等の調査の方法 ② 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 ③ 設備、作業等の具体的な改善の方法	4時間
(4) 異常時等における措置に関すること ① 異常時における措置 ② 災害発生時における措置	1.5時間
(5) その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること ① 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 ② 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2時間

ご視聴ありがとうございました。

引き続き、「A 2 製造業における
労働災害の動向」の講座をご視聴く
ださい。